

# ○大府市小中学校教職員研修事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教職員の各職務別研修、研究会等への参加を促進し、教育実践を通して教職員の資質の向上を図るため、予算の範囲内において交付する大府市小中学校教職員研修事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、大府市小中学校教職員会（以下「教職員会」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、教職員会が行う教職員の研修に関する事業とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象経費	細分類	内容
報償費	講師等謝礼	講演会の講師等への謝礼
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
研修費		教職員が参加する各種研修参加費